

# 陳 情 回 答 綴

(陳情第 6 号～第 21 号)

平成 30 年第 1 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会



# 目 次

陳情第 6号	行政にかかる諸問題について……………	1
陳情第 7号	行政にかかる諸問題について……………	11
陳情第 8号	行政にかかる諸問題について……………	21
陳情第 9号	近畿大学医学部附属病院について……………	33
陳情第 10号	障害者施策の充実について……………	35
陳情第 11号	介護保険制度について……………	37
陳情第 12号	日中一時支援事業について……………	39
陳情第 13号	国民健康保険制度について……………	41
陳情第 14号	住宅宿泊事業について……………	43
陳情第 15号	駅利用者の安全対策について……………	45
陳情第 16号	公共交通について……………	47
陳情第 17号	教育環境の整備について……………	49
陳情第 18号	放課後施策について……………	53
陳情第 19号	放課後施策について……………	55
陳情第 20号	放課後施策について……………	57
陳情第 21号	放課後施策について……………	59



番 号	陳情第6号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	3月26日
<p>(審査結果)</p> <p>第2項</p> <p>現在、議会の広報については「広報さかい」において「議会のうごき」として、定例会や委員会において議論した事項をできるだけ多く掲載しています。さらに、平成25年度からは重要な議案に対する会派等の賛否の一覧を掲載し、充実を図っています。今後も市民の皆様に議会の活動を一層分かりやすくお伝えできる紙面づくりに努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	

番 号	陳情第6号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項 (企画部)</p> <p>本市では、区民とともに区域内の課題の解決を図ることに資するため、区ごとの特性に応じた施策、事業等に係る総合的な計画、方向性等について調査審議等を行う区民評議会を各区に設置するなど、区民の行政への積極的な参画や都市内分権の推進に取り組んでおります。</p> <p>今後も、都市内分権、住民自治の取組を進めていくとともに、自治基本条例についても、先進自治体の情報収集や調査研究を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>第4項 (広報部広報課)</p> <p>「広報さかい」では、市民の皆様の日々の生活に関わりが深く、役立つ情報を、適切な時期に分かりやすくお伝えするため、「福祉」「子育て」「健康」「環境」「人権」「催し」などのテーマごとに編集しております。また、特に市民の皆様にお知らせしたい重要な施策については、1面で詳しく紹介しております。</p> <p>本市では、市民の皆様が、安全・安心が確保された暮らしの中で「堺に住んで本当によかった」「これからも堺に住み続けたい」と感じていただけるまちの実現をめざしております。こうしたまちづくりへの取り組みを、「広報さかい」を通じて身近に感じていただくとともに、市政への関心と理解を深めていただけるよう、今後も紙面の更なる充実に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第6号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項（行政部行政管理課）（市民人権局市民生活部戸籍住民課）</p> <p>指定管理者制度や事業委託については、公の施設の管理・運営等に民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、今日の多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、管理経費の削減のみでなく、市民サービスの向上を図ることを目的とするもので、市では、そのメリットが活かせる場合については適切に導入を進めております。</p> <p>指定管理者や受託事業者に対しては、市として、実地調査などのモニタリングを実施し、必要に応じて助言・指導を行うほか、事業や年度終了後には管理運営の状況について評価を行うなど、適正な管理・運営等の確保とともに利用者サービス向上のための取組を行っております。今後も、民間事業者等の創意工夫により、利用者ニーズに合わせた利用時間の変更など利用者サービスの向上が図られるよう、導入の趣旨を踏まえた適正な運用に努めてまいります。</p> <p>引き続き、市民の視点に立って事務事業の見直しを進めるとともに、業務の内容や性質に応じて最もふさわしい担い手を選択してまいりたいと考えております。</p> <p>第6項（行政部総務課）（文化観光局観光部観光企画課）</p> <p>自衛官及び自衛官候補生の募集に関する広報については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第119条の規定により、都道府県知事及び市町村長が行なうこととされており、第1号法定受託事務（本来は国が果たすべき事務のうち、その適正な処理を特に確保するため、都道府県・市町村に処理を委任する事務）として、地方自治法及び地方自治法施行令に定められています。</p> <p>本市では、これら法令の規定に基づき、自衛官や自衛官候補生の募集時期にあわせ、募集種目や概要を広報紙へ掲載するなどの事務を行なっております。これらの情報発信については、市が募集内容を周知するうえで一般的かつ有効な方法であると考えております。</p> <p>また、堺まつりでは、多くの市民に参加していただくとともに、堺の魅力を全国に発信することで、集客促進に努めており、堺まつりでの自衛隊音楽隊の演奏については、まちの賑わい創出や魅力向上につながるものと考えております。</p>			

番 号	陳情第6号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）</p> <p>区民評議会における議論の状況などについて広く市民の皆様にご理解いただくとともに、傍聴者に対するアンケート等を通じて得られる皆様のご意見を議論に反映するため、これまで可能な限り傍聴にお越しいただきやすい時間帯での開催に努めてまいりました。</p> <p>また、区役所での開催のみならず、市内の大学施設や堺伝統産業会館で開催するなど、より幅広い世代の方々に傍聴へお越しいただけるよう努めているところです。</p> <p>今後も引き続き、区域の課題を区域で受けとめ、区域で課題解決が図っていけるよう、区民評議会のより効果的な運営を進めてまいります。</p> <p>第8項（市民生活部生涯学習課・市民協働課）</p> <p>公民館は、社会教育法第20条に基づき、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とし設置されております。</p> <p>本市では、現在のところ公民館各室利用料金については無料となっておりますので、お気軽にご利用ください。</p> <p>なお、公民館増設の予定はございませんが、本市内には他にもさまざまな生涯学習関連施設が設置されておりますので、併せてご利用ください。</p> <p>地域会館の管理運営につきましては、所有者である地元の校区自治連合会により自主的に行われており、また、維持管理に要する費用も校区によって様々な違いがある中、市で統一した基準等を設けて指導することは適当でないと考えております。</p> <p>第9項（人権部人権推進課）</p> <p>本市においては、昭和58年に非核平和都市宣言を決議するとともに、国内外の都市が連帯して国際社会に核兵器廃絶を訴える活動を行う平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会に加盟し、広範な都市連携のもと、さまざまな機会を通じて核兵器のない世界の実現を訴えているところです。</p> <p>今後も非核平和都市宣言決議の趣旨を踏まえ、さまざまな機会を通じて市民の皆様核兵器の脅威を伝え続けるとともに、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会を通じ、核兵器廃絶を国際社会に求めてまいります。</p> <p>第10項（人権部人権推進課）</p> <p>日本国憲法、中でも第9条については、さまざまな議論がなされていることは承知しておりますが、憲法改正につきましては、国権の最高機関であります国会での発議を経て、国民投票により判断されるべきものと考えております。</p> <p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>			



番 号	陳情第6号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項（生活福祉部国民健康保険課）</p> <p>大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る大阪府からの意見聴取に対して、本市は、平成29年11月、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料の導入の延期も含めて然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。</p> <p>その後、大阪府では、大阪府国民健康保険運営協議会の審議結果、府内各市町村への意見聴取、パブリックコメントの結果等を踏まえて昨年12月1日付けで策定された大阪府国民健康保険運営方針において、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば府内どこに住んでいても同じ保険料額という負担の公平性を実現する趣旨から、府内統一保険料を導入することが決定されました。</p> <p>ただし、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申においても「大阪府に対しては、市町村標準保険料率のより一層の低減に向けた方策や財政措置等を講ずることを引き続き求めること」との意見が付されておりますので、これらの趣旨を踏まえ、引き続き大阪府に対し意見を述べるなど、国民健康保険の安定的で持続可能な制度運用に取り組んでまいります。</p> <p>本市保険料率については、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、改正国民健康保険法及び大阪府国民健康保険運営方針に基づいて、大阪府が定める市町村標準保険料率（府内統一）とすることとしますが、平成30年度から35年度まで6年間の激変緩和期間中は、基金残高の状況を見据えながら段階的かつ慎重に繰入れを行うことなどにより、急激な負担増が生じることのないよう対応してまいります。</p> <p>第12項（生活福祉部国民健康保険課）</p> <p>一般会計からの法定外繰入れについては、国民健康保険に加入していない市民に対して、法律に基づかない負担を強いることになるため、保険制度としての持続可能性、住民の税負担の公平性の観点から、基本的には不適切なものと考えられています。そのため、決算補填や保険料引き下げの目的で法定外繰入れを実施してきた市町村に対しては、国から計画的、段階的な解消が求められているところです。</p> <p>なお、保険料及び一部負担金の減免については、本市では平成30年度から府内統一基準に合わせて実施する予定です。</p>			

番 号	陳情第6号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項（長寿社会部介護保険課）</p> <p>介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることとなります。</p> <p>また、介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることとされています。</p> <p>現在策定中の第7期介護保険事業計画（平成30～32年度）における第1号被保険者の保険料につきましては、負担割合が22%から23%に引き上げられることや、介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費の増大などが見込まれることから、保険料基準額を79,480円（月額6,623円）とし、これまで以上に被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料段階設定を行うこと等を内容とした堺市介護保険条例の一部改正案を今議会に上程しているところです。</p> <p>また、低所得で生活に困窮されている方もおられますので、本市独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。これにつきましては、収入要件を引き上げる等の拡充を検討しています。</p> <p>介護保険の利用料につきましては、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けております。その自己負担上限額については、市民税の非課税世帯などの所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されているところです。</p> <p>また、特に生計の維持が困難な低所得者に対しましては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対しましては、本市も応分の負担を行っています。</p> <p>介護保険施設等における居住食費については、利用者負担の公平性の観点から、介護保険給付の対象外となっています。ただし、低所得者の方において居住食費の負担が過重にならないように、所得に応じた負担限度額を設定し、低所得者の負担軽減を図っています。</p>			

番 号	陳情第6号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項、第15項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）</p> <p>平成29年4月、公立保育所は幼保連携型認定こども園に移行しましたが、引き続き、従来から培ってきた子ども一人ひとりを大切にされた教育・保育内容を継承し、子どもたちの健やかな成長を支えていくことができるよう、より良い環境づくりに取り組んでいます。</p> <p>なお、公立認定こども園の民営化については、限られた財源のもと、多様化する保育需要に対応しながら、今後も市民ニーズの質の維持・向上を図るため、民間活力を導入するものです。民営化後の認定こども園では、老朽化した建物の改築のほか、一時預かり事業の実施など様々なサービスが提供されることとなります。</p> <p>また、本市独自の運営補助金では、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育支援者、研修に参加する際の代替職員の配置ができる補助項目を設定しております。</p> <p>さらに、国の公定価格において、処遇改善等加算として、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算があるほか、今年度からは、技能・経験を積んだ職員に対して月額4万円又は月額5千円などの追加的な加算もあり、本市も応分の負担をし、保育士の処遇改善に努めているところです。</p> <p>保育人材の確保については、保育士等就職支援コーディネート事業をはじめ、就職準備金の貸付や保育士宿舍借り上げ支援事業などを実施しており、保育士の就業継続及び離職防止を図り、引き続き、保育士が働きやすい環境への整備に努めます。</p>			

番 号	陳情第6号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第16項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（健康福祉局生活福祉部生活援護管理課）（産業振興局商工労働部雇用推進課）</p> <p>ひとり親家庭の貧困、特に母子家庭の貧困は喫緊の課題であることから、経済的な支援として児童扶養手当、また、より良い条件の就職や転職、正規雇用への可能性を広げていくために、ひとり親家庭の父母や子の学び直しを支援する「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」や看護師資格等安定した就労に結び付く資格取得を目的とした「高等職業訓練促進給付金事業」などの就労支援を行っています。さらに、養育費確保のための無料弁護士相談を実施しております。また、各区役所には、ひとり親家庭の生活相談などに対応する母子・父子自立支援員を配置するとともに、生活上の諸問題に関する相談窓口を、母子家庭等就業・自立センターに設置して、総合的なひとり親家庭支援策の充実・強化に努めています。</p> <p>生活に困窮されている方に対しては、最後のセーフティネットである生活保護制度に加え、平成27年度からは、生活困窮者自立支援法に基づき、生活や就労に関する相談支援を実施しているところです。</p> <p>就労支援につきましては、「公益財団法人 堺市就労支援協会」通称「ジョブシップさかい」において、ひとり親家庭の母親など、働く意欲がありながら、様々な阻害要因のため就労に結びつかない方々に対し、就労相談や職業能力開発講座等を行っております。また、「さかいJOBステーション」の「女性しごとプラザ」においては、女性の就職支援拠点として、就職に関するカウンセリングや就職に役立つセミナー、企業とのマッチングイベントの開催などを行っております。</p> <p>一方、企業に対しては、「ワーク・ライフ・バランスを考えるセミナー」の実施などを通じて、様々な立場にある女性が活躍できる職場づくりへの啓発をはじめとした雇用・定着支援を行っているところです。</p> <p>今後は、貧困の方をはじめとし、就労支援を必要とする求職者が一層利用しやすくなるよう、フリーダイヤルの導入や、「ジョブシップさかい」で行う、介護職員初任者研修などの職業能力開発講座の費用負担の軽減に取り組むなど、ひとり親家庭の母親をはじめとする、様々な立場にいる就労意欲のある求職者への支援と、働きやすい職場環境の整備に取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第6号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第17項（商工労働部産業政策課）</p> <p>本市では、基幹産業である製造業の持続的発展を図るため、臨海部や内陸部の工業適地において、堺市ものづくり投資促進条例（平成17年4月施行の堺市企業立地促進条例を改正）により税優遇を行い、ものづくり企業などの投資誘導を図っているところです。</p> <p>同条例の認定を受けている堺ディスプレイプロダクト株式会社は、シャープ株式会社と鴻海精密工業との業務提携とあわせて、凸版印刷株式会社や大日本印刷株式会社とも事業統合した堺市に本社を置く企業であり、今後も継続的に雇用や税収の面で本市に貢献するとともに、地域経済への波及効果も期待できる企業であると考えています。</p> <p>また、シャープ株式会社が同社の本社所在地をグリーンフロント堺に変更したことから、堺ディスプレイプロダクト株式会社との事業連携が進むとともに、雇用機会や事業機会の拡大などにより税収の増加が見込まれ、地域経済への一層の波及効果が期待できると考えています。</p> <p>平成29年1月には、シャープ株式会社と堺ディスプレイプロダクト株式会社との共同事業による有機ELディスプレイ生産のための設備投資をはじめ、計5社に対し同条例の認定を行ったところであり、認定投資見込額の総額は約476億円、雇用見込者数は5年間で約430名の計画となっています。</p> <p>同条例の施行後、新たな企業投資の促進を図った結果、企業の投資が促進され、平成29年12月末で103件（うち54件が中小企業）を認定し、約1兆489億円の投資と約6,880人の雇用見込（累計）の誘引を行っており、そのうちグリーンフロント堺関連だけで、延べ15件約7,400億円の投資と約3,100人の雇用が発生しています。</p> <p>今後も引き続き、これまでの本条例の成果を踏まえ、本市の基幹産業であるものづくり産業の持続的な発展等に寄与することを目的とし、市外企業の新規立地及び市内企業の再投資を促進し、税源涵養と雇用確保につながる地域産業のさらなる活性化に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第6号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第18項(1)(学校管理部保健給食課)</p> <p>本市の中学校では、家庭弁当・学校給食双方の利点を生かすため、民間調理場を活用したデリバリー方式による選択制での学校給食を実施しております。実施に当たっては、これまでの小学校給食と同様に、何よりも安全・安心な学校給食を提供することを第一に、衛生管理及び安全管理に努めております。</p> <p>中学校給食の就学援助の適用につきましては、課題のひとつであると認識しております。</p> <p>第18項(2)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>放課後児童対策事業の運営は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定められた基準に基づき実施しております。また、当該事業につきましては、事業の運営を当該条例に基づいた業務仕様書により委託し、市の事業として実施しております。</p> <p>今後も、放課後児童対策事業における施設及び設備の整備並びに運営に係る予算の確保に努めてまいります。</p> <p>第18項(3)(学校教育部学校指導課)</p> <p>チャレンジテストについては、公立高等学校入試における評定の公平性を確保するため、大阪府統一のルールで実施されており、本市も参加しております。</p> <p>また、本市では、各教科におけるチャレンジテストの結果の分析、検証等を基に、授業改善等に向けた学力向上の取組を実施しております。</p>			

番 号	陳情第7号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	3月26日
<p>(審査結果)</p> <p>第1項</p> <p>平成29年12月1日から平成31年4月30日までの間、議員の報酬月額を2割削減する とした議員提出議案第38号「堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例」については、平 成29年11月27日本会議に提案されました。同日、質疑・討論が行われ、起立採決の結 果、否決されました。</p> <p>なお、議員報酬については、堺市特別職報酬等審議会から出された意見書（平成29年3月 3日）において、本市の財政状況や他の政令指定都市との比較などにより、議員報酬の改定を 行う状況ではなく、現行のまま据え置くべきとの意見も報告されています。</p> <p>二元代表制の一翼を担う本市議会といたしましては、行政に対するチェック機能を果たすと ともに、市民に身近で開かれた議会をめざし、なお一層議会改革に取り組んでまいりますの で、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>第2項</p> <p>議会報告会は、堺市議会基本条例に基づき、毎年度開催しております。</p> <p>今年度は平成30年2月12日（月・祝）に開催し、当日は市政や地域の実情に精通されて いる堺市自治連合協議会の皆様にご出席いただき、各常任委員会単位、12のテーブルで議員 と意見交換を行う方式により実施したところです。</p> <p>なお、お申し出の議会報告会の内容につきましては、開催結果記録（第1部議会報告及び第 2部意見交換後の総括発表の全文記録）や配布資料、アンケート集計結果を全て堺市議会のホ ームページに掲載しておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。</p>	

番 号	陳情第7号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（企画部）</p> <p>本市の人口は、平成24年6月の842,988人をピークにゆるやかな減少傾向となっており、全国や大阪府よりも比較的ゆるやかではあるものの、今後も減少していくと推計しております。</p> <p>このような人口減少社会において、本市では「堺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本市が持続的に発展する都市経営を実践し、「人口減少問題の克服」、「成長力の確保」につなげるための取組を進めているところです。</p> <p>本戦略のもと、健康医療関連産業の集積形成や企業の投資を促進するなど、産業の振興による雇用の創出と職住近接のまちづくりによる定住促進により、これからも堺に「住み続けたい」と思えるまちづくりを引き続き推進してまいります。また、安心して子どもを産み育てられる環境の実現に向けて、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援を引き続き行うとともに、若い世代の結婚や子育ての希望の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスの実現や働き方改革などを今後とも進めてまいります。</p> <p>第4項（ニュータウン地域再生室）</p> <p>泉北ニュータウンでは、平成26年度より市民と連携し、「泉北をつむぐまちとわたしプロジェクト」を立ち上げ、若年層をはじめ住民自らが地域の現状を分析し、泉北のポテンシャルを再認識し、新たな魅力を創造し、広く発信する取組を実施しています。その中で、公園の利活用として、カフェの設置やヨガ教室など若年層をはじめとする住民自ら企画したイベント等の社会実験を行うなど泉北ニュータウン再生に向けた取組を進めているところです。今後とも、こういった取組を支援してまいります。</p>			



番 号	陳情第7号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項（行政部行革推進課）</p> <p>本市が将来にわたり持続可能な都市経営を実現するためには、不断の行財政改革の取組などを通じて、限られた経営資源の選択と集中により「堺市マスタープラン」に掲げる重点施策を着実に推進し、都市活力の向上や税源の涵養などを図ることが必要であると考えています。</p> <p>本市では、平成26年度から平成29年度を計画期間とする「第2期行財政改革プログラム」に基づき、要員管理の推進等による人件費の削減をはじめ、事務事業の見直しやファシリティマネジメントの推進、歳入の確保など様々な観点から行財政改革に取り組んできたところです。</p> <p>現在は、平成30年度から平成32年度を計画期間とする「第3期行財政改革プログラム」の策定に向けて取り組んでおり、今後も引き続き行財政改革を推進し、「質の高い公共サービスの実現」や「弾力的な行財政基盤の構築」を図ることで、重点施策の着実な推進を下支えしてまいります。</p> <p>第6項（人事部人事課）</p> <p>本市では、市が行うべき事務事業について、職務の内容を考慮して適切な担い手を選択しており、緊急、臨時の職務については短期臨時職員に従事していただいています。</p> <p>短期臨時職員の任用にあたっては、地方公務員法第22条第2項において、その任用期間は、6月を超えない期間で任用を行うことができ、更新は1度に限り6月を超えない期間で更新することができる定められており、その規定に従い任用を行っています。</p>			

番 号	陳情第7号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）</p> <p>少子高齢化の進行や単独世帯の増加、また、人口減少社会への突入に伴い、地域社会の担い手不足による地域コミュニティ機能の低下、人と人とのつながりの希薄化が懸念されております。また、これら共通した課題に加え、各区域においても、その特性に応じた様々な解決すべき課題がございます。</p> <p>各区役所においては、区域の課題について、区民評議会や区教育・健全育成会議でその解決に向けた議論を行っているほか、各区長が裁量を発揮し、区域まちづくり事業や地域まちづくり支援事業など課題解決に資する取組を進めております。</p> <p>各区域の課題やそれに対する取組については、各区のホームページや広報さかい、市政情報センター等で市民の皆様積極的に情報発信しているところですが、今後も引き続き、さまざまな媒体を活用しながら、広く市民の皆様にお知らせしてまいります。</p>			

番 号	陳情第7号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課・健康部精神保健課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課）</p> <p>今般の事故をふまえ、本市では現在、再発防止を進めるため、資格者の配置や要綱の見直しの検討、救命救急講習の実施などに取り組んでいるところです。</p> <p>自立支援医療（精神通院）の制度については、「自立支援医療（精神通院）ご案内」のパンフレットを作成し、区役所市政情報コーナーでの配架や、保健センター等の申請窓口での配布、障害者全般の福祉制度などをお知らせする「障害福祉のしおり」の冊子や市ホームページへの情報掲載など、様々な機会を通じてお知らせしているところです。</p> <p>今後もパンフレットの配架場所を増やすなど、対象となる方に広くお知らせできるよう、制度の周知に努めてまいります。</p> <p>自立支援医療（育成医療）については、申請窓口である子育て支援課で配付している申請案内のほか、妊娠届出時に配付する育児総合ガイドブック、障害のある方やそのご家族等が生活するうえで必要となる制度やサービス等を掲載した冊子などにより、様々な機会を通じてお知らせしているところです。</p> <p>育成医療は、手術等の治療によりその障害の確実な治療効果が期待できる方を対象としております。一般的には、指定医療機関医師が育成医療の対象となりうると判断した場合、医療機関から保護者に育成医療の説明をしていただき、医師が申請に必要な意見書を作成のうえ、保護者に対し市の窓口申請するようご案内いただいております。</p> <p>第9項（生活福祉部医療年金課）</p> <p>市民の方からは子ども医療費助成制度の高校生世代へのさらなる拡充についての声を多くいただいております。</p> <p>本市といたしましては「子育てしやすいまち日本一」をめざすための重点施策として、高校生世代への拡充に向け、対象要件を検討し、制度設計を進めてまいります。</p> <p>10項（長寿社会部地域包括ケア推進課）</p> <p>堺市では、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）において、従来と同様の基準の訪問型サービス及び通所型サービスに加え、新たに多様な主体によるサービスの提供を開始しています。</p>			

番 号	陳情第7号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項（環境保全部環境共生課）</p> <p>国では、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵み（生態系サービス）を将来にわたって享受できる自然共生社会の実現に向け、「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定し、生態系ネットワークの形成に向けた国土の保全をはじめ、広域的な連携のもと、各種施策に取り組むこととしています。</p> <p>本市においても、これらの方針に基づき、生態系の保全を含む生物多様性に配慮したまちづくりの推進に向け、「生物多様性・堺戦略」を策定し、「堺市レッドリスト（堺市において絶滅が危惧される野生生物のリスト）」「堺市外来種ブラックリスト（堺市の生態系に被害を及ぼす外来種のリスト）」の作成や、「堺いきもの情報館（ウェブサイト）」の構築・運用、小学校での生き物調査授業、アライグマ等の外来生物対策等、さまざまな取組を行っているところです。</p> <p>今後ともこれらの取組をはじめ、市民、市民団体、事業者等、各主体との連携により生態系の保全に資する各種取組を推進してまいります。</p> <p>第12項（環境事業部環境事業管理課）</p> <p>国からの通知にもあるとおり、建物の解体を行う際には、解体工事の開始までに、建物内の廃棄物を適正に処理することが基本であり、解体予定建物中に残置された廃棄物がある場合には、残置物の排出者である元々の占有者が解体工事の施工に先立ってその責任において処理することが原則となっています。</p> <p>本市においても、そのことについて問い合わせがあった際には、法令に則った処理をするよう指導しているところであり、今後も引き続き指導してまいります。</p>			

番 号	陳情第7号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項（農政部農水産課）</p> <p>本市では、農業の担い手の育成、市内企業等との連携、地域資源の活用、食育活動の推進、安全・安心でおいしい堺産農産物の供給と市内流通・消費の拡大、農空間の保全と有効活用の推進などは、いずれもが堺市農業の将来像を描くうえでたいへん重要な要素であると考えています。</p> <p>そこで、平成29年3月に策定した堺市農業振興ビジョン（以下「ビジョン」といいます。）におきましては、堺市農業の3つの将来像の中にこれらの要素を盛り込むとともに、これを実現するために堺市農業の主な課題に対応した5つの戦略を設定しております。</p> <p>この5つの戦略のもと認定農業者や新規就農者を対象とする支援、堺産農産物の地域内利用の拡大や市内企業等と連携した新商品やサービスの開発に対する支援、農空間を活用したまちづくりや地域づくりに対する支援などを行っているところです。</p> <p>また、ビジョンにおいては庁内の関係課からなる（仮称）ビジョン庁内推進会議とは別に、農業関係者等からなる（仮称）ビジョン推進会議を設置し、外部の視点も加えた進行管理を行う仕組みと体制が示されておりますことから、今後の進行管理につきましてもこれに基づいて適切に行ってまいります。</p> <p>第14項（商工労働部産業政策課）</p> <p>本市では、地域の中小企業のビジネスチャンス拡大を支援するために平成15年10月に発足した「堺国際ビジネス推進協議会」との連携の下、ベトナム等へのビジネスミッションの派遣や海外のビジネス動向等の情報を提供するセミナーの開催等、海外展開を支援する取組を行っております。</p> <p>企業立地については、平成17年4月に堺市企業立地促進条例を施行し、雇用機会及び事業機会の拡大を図ることで、地域経済の活性化や、市民生活の向上に寄与することを目的に、企業投資の誘導に取り組んできました。</p> <p>その後、平成24年4月には、ものづくりの中小企業を中心に企業が集積している内陸部にも投資の誘導を図るため、対象地域を臨海部から市内全域の工業適地に拡大し、平成27年4月には堺市ものづくり投資促進条例を施行し、本社機能や土地取得を伴う投資に対するインセンティブを高めた優遇策を新たに設けることにより、本市の基幹産業であるものづくりの持続的な発展に向けた地域に根差した投資の誘導に取り組んでいるところです。</p> <p>これら取組を通じ企業投資の促進を図った結果、これまでに103件の投資計画を認定したところであり、引き続き、企業の本社や研究開発施設等の投資を誘導することにより、雇用機会及び事業機会の拡大並びに産業集積の高度化、ひいては税源涵養や市内在住雇用者の増加を図ってまいります。</p>			

番 号	陳情第7号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第15項（公園緑地部公園監理課）（市長公室ニュータウン地域再生室）</p> <p>安全・安心で健康長寿に暮らせるまちをめざし、近畿大学医学部等の開設を見据え、大阪府・堺市・近畿大学が連携を図りながら事業を進めているところです。工事期間中は、安全対策が図られるよう大阪府、近畿大学に要請するとともに、本市においても道路等の都市基盤における安全・安心の確保に取り組んでまいります。</p> <p>三原公園につきましては、近畿大学医学部等の開設に伴って公園面積約2.6haのうち約0.5haを譲渡する予定となっております。</p> <p>今後の再整備につきましては、近隣住民の皆様のご意見をお聞きしながら機能向上を図ってまいります。</p>			

番 号	陳情第7号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第16項（総務部営業課）</p> <p>この度の委託業者の元従業員による水道料金及び下水道使用料の着服事件により、公共料金に対する信頼を損なうような不祥事が発生したことについて、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。</p> <p>今後は、このような事案を発生させないよう、委託業者に対して再発防止策を徹底させるとともに、委託業務の管理を強化してまいります。</p> <p>御指摘をいただいた委託業者の変更については、今回の事件は組織的なものではなく、1従業員が起こした事件であることから、現時点においては、委託業者の契約解除は考えておりませんが、委託業者に対して、入札参加停止の措置を行っております。</p> <p>着服金の市民への返還については、事件の対象となった市民の方へ着服金を直接お返しするのではなく、料金をお支払いいただいたにもかかわらず、着服により未納となっている部分へ充当していくこととしております。</p> <p>なお、これらの充当金については、委託業者が全額支払うことになっており、事件の対象となった市民の方への説明を終えたものから、順次、充当処理を行っているところです。</p> <p>第17項（経営企画室）</p> <p>本市の下水道管は、平成28年度末現在、市内全域で約3,000kmが布設されており、昭和30年代に布設された下水道管が、逐次標準耐用年数である50年を経過し、今後経年化した下水道管が増加していきます。</p> <p>一方、下水道事業においても、水需要の減少により、使用料収入の減少が予想されます。</p> <p>そのため、本市では「堺市上下水道ビジョン（改定版）」（計画期間：平成28年度～32年度）を策定し、財政計画と投資計画が均衡した、持続可能な経営をめざしています。</p> <p>このことから現在、効率的な維持管理業務を行うとともに、布設後40年を経過した管きょ（約700km）の劣化状況を調査し、破損など事故リスクが高い管きょの修繕や更新を進めています。また、調査結果から劣化傾向を把握し、中長期的な視点でライフサイクルコストの低減を図るため、アセットマネジメント手法を導入した維持管理計画の策定を進めています。</p>			

番 号	陳情第7号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第18項（学校教育部学校指導課・生徒指導課）</p> <p>本市では、児童・生徒の発達段階や成長過程に応じた一貫性のある学習指導及び生徒指導の下、自尊感情や規範意識を高め、総合的な学力の向上を一層図るため、全中学校区において小中一貫教育に取り組んでおります。</p> <p>また、小中一貫教育推進モデル校であるさつき野学園及び大泉学園では、施設一体型小中一貫校として義務教育9年間における一貫した教育を推進しております。今後、国の動向やモデル校における取組を踏まえて研究してまいります。</p> <p>不登校については、「どの子にも起こりうるものである」という視点で、児童生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さないよう日常の観察や支援を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣を行い、教育相談体制の充実に取り組んでおります。</p> <p>なお、家庭訪問や定期的な連絡により、家庭での児童生徒の状況把握に努めるとともに、状況に応じて、児童生徒への学習支援や面談、保護者との懇談等、継続的な関わりを大切にしたい取組を行っております。</p> <p>暴力行為については、各学校において、校長のリーダーシップの下、全教職員が組織的に取り組む生徒指導体制を構築し、チーム力を発揮して対応しております。</p> <p>教育委員会では、指導主事や警察・校長OBの危機管理アドバイザーの学校への派遣などの支援のほか、必要に応じて関係機関と連携するなど、暴力行為や不登校の未然防止を図り、教員の指導力向上に努め、児童生徒の居場所と出番のある授業づくりや、互いを認め合い、支え合う集団づくりをとおして、自尊感情の高揚、規範意識の育成に取り組んでおります。</p> <p>第19項（学校教育部生徒指導課）</p> <p>外部指導員の導入については、教員の長時間勤務の改善などを目的に、技術指導や単独での試合引率を行う部活動指導員を導入できるよう取り組んでまいります。</p> <p>第20項（学校教育部支援教育課）</p> <p>本市では、障害のある児童生徒が安心して地域の学校に通学することができるように、支援学級の状況や子どもの障害の状況を鑑み、特別支援教育支援員（介助員）を配置しております。</p> <p>また、通常の学級に在籍する発達障害等により特別な支援を要する児童生徒に対して、特別支援教育支援員（支援教育サポーター）を配置しております。今後とも実情にあった配置ができるよう努めてまいります。</p> <p>支援学校におきましては、児童生徒の指導支援の充実のため、今年度新たに配置した専任の特別支援教育コーディネーターが校内支援体制やセンター的機能の充実、関係機関との連携協力に努めております。あわせて、作業療法士や言語聴覚士等を派遣し、支援学校教員の専門性の向上に努めております。</p>			



番 号	陳情第8号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（ニュータウン地域再生室）（健康福祉局健康部健康医療推進課）</p> <p>本市は、平成29年7月から9月にかけて、三原台校区自治連合会や単位自治会、開設予定区域の近隣マンション等の方々に、計10回にわたり、泉ヶ丘駅前地域における近畿大学医学部等の開設予定区域などについて、住民説明会を実施してまいりました。</p> <p>この住民説明会に参加された皆さまから頂いたご意見やご要望を踏まえ、平成29年11月からは、近畿大学・大阪府・堺市の3者により、健康医療のまちづくりや近畿大学医学部等の施設配置の検討状況等について、三原台校区自治連合会、単位自治会、近隣マンション等の方々に、住民説明会を実施してまいりました。</p> <p>また、近畿大学では、近畿大学医学部堺病院の存続などについて、見直しを図っているところです。</p> <p>第2項（企画部）</p> <p>統合型リゾート（IR）を推進するいわゆる「IR推進法」が平成28年12月に成立し、現在政府において、IR推進にあたり必要な法制上の措置を定めたIR実施法案や、ギャンブル等依存症対策基本法案の検討が進められており、今後、国会で審議される見通しです。</p> <p>大阪府・大阪市でも、外部有識者や経済界からなるIR推進会議において、昨年8月に「大阪IR基本構想（案）」の中間骨子を取りまとめられ、大阪IRの基本コンセプトやめざす姿、ギャンブル等依存症をはじめとする懸念事項への取組みの方向性が示されたところです。</p> <p>今後、国において議論が進められる制度設計の内容なども踏まえつつ、更なる具体的な検討が加えられ、「大阪IR基本構想」として取りまとめられる予定です。</p> <p>本市としましては、国における関係法令の制定状況や大阪府・大阪市のIR誘致に関する動向を見ながら、状況に応じて情報や意見の発出をしてまいりたいと考えております。</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（行政部総務課）</p> <p>自衛官及び自衛官候補生の募集に関する広報については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第119条の規定により、都道府県知事及び市町村長が行なうこととされており、第1号法定受託事務（本来は国が果たすべき事務のうち、その適正な処理を特に確保するため、都道府県・市町村に処理を委任する事務）として、地方自治法及び地方自治法施行令に定められています。</p> <p>本市では、これら法令の規定に基づき、自衛官や自衛官候補生の募集時期にあわせ、募集種目や概要を広報紙へ掲載するなどの事務を行なっております。これらの情報発信については、市が募集内容を周知するうえで一般的かつ有効な方法であると考えております。</p> <p>また、自治会での回覧については、自衛隊大阪地方協力本部からの依頼により、募集内容を市民に広く周知するため、堺市自治連合協議会へ協力を求めているものです。</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項①（危機管理室危機管理課）</p> <p>市民の生命と財産を守る基礎自治体として、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第5号）等に定める規制基準のもと、厳格な審査や事業者に対する適切な指導等、原子力発電所の安全確保について、必要に応じ関西広域連合を通して政府に申し入れを行っております。</p> <p>最近では、平成27年12月に、原子力発電所再稼働の包括的な制度の枠組みを整備することや、原子力安全協定の対象自治体の範囲や基本的な内容の基準を定めること、住民避難等緊急時対応の実効性を確保すること、使用済み核燃料の処理や廃炉に向けた対策を行うこと、原子力政策について住民や近接自治体等の疑問や意見に対し丁寧に対応することなどの要請を国に行ったところです。</p> <p>また、平成29年4月、関西電力高浜発電所の再稼働にあたり、関西電力株式会社に対して万全の安全対策を講じるよう申し入れを行うとともに、国に対しても原子力発電所の安全性向上と徹底した情報公開について、不断の検証に基づき事業者への指導・監督を強化することを強く求めるなど、高浜発電所の安全確保に関する要請を行っています。</p> <p>第4項②（危機管理室危機管理課）</p> <p>原発事故発生時など緊急時の対応につきましては、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（平成28年3月1日部分改正）や関西広域連合の「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」（平成25年6月改定）、「大阪府地域防災計画（原子力災害対策）」（平成29年3月修正）等に基づき、本市も「堺市地域防災計画」に放射線災害応急対策として定めており、国や府、関西広域連合等の防災関係機関、原子力事業者、報道機関等と連携し、原子力災害の状況や医療機関、交通規制、避難経路等の情報を、速やかに、正確でわかりやすく市民の皆さまへ提供してまいります。</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項（人権部人権推進課）</p> <p>本市では、「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、これまでも平和と人権資料館における被爆の実相を伝える展示などさまざまな機会を通じて、核兵器のない世界の実現を訴えてきました。</p> <p>今日、市民社会における核兵器廃絶の世論を醸成していこうとする取組は、益々、その重要性を増していることから、本市としましては、今後とも引き続き、非核平和施策の趣旨に沿った取組について、精査のうえ後援や協力を行ってまいります。</p> <p>なお、「核兵器禁止条約」につきましましては、本市も加盟している平和首長会議から、核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求めているところです。</p> <p>第6項（人権部人権推進課）</p> <p>平成27年に平和安全法制関連2法が成立しましたが、同法の是非につきましては、国権の最高機関であります国会での審議を経て判断されるべきものと考えております。</p> <p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p> <p>第7項（人権部人権推進課）</p> <p>いわゆる「テロ等準備罪」の是非につきましては、国権の最高機関であります国会での審議を経て判断されるべきものと考えております。</p> <p>第8項（市民生活部戸籍住民課）</p> <p>自動交付機につきましては、平成20年2月より稼働しており、多くの皆様にご利用いただいております。しかし、機器の老朽化、OSのサービス期間の終了に伴うセキュリティ面の影響を考慮し、これに代わるサービスとしてコンビニ交付を平成29年12月より実施しています。コンビニ交付につきましては、現在の自動交付機に比べ利用できる場所が増え、時間も長くご利用いただけることから、市民サービスの向上を目的として導入いたしました。コンビニ交付をご利用いただくにはマイナンバーカードが必要ですが、このカードはセキュリティ面も安全であり、本人確認の証明書にもなります。ぜひこの機会にマイナンバーカードを取得していただきますようお願い申し上げます。</p>			

番 号	陳情第 8 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 9 項（生活福祉部生活援護管理課）</p> <p>生活保護制度は最後のセーフティネットとしての重要な役割を担っており、国民の信頼を得て効果的に機能していく必要があるため、今後とも在り方について慎重に検討するよう国に伝えてまいります。</p> <p>第 10 項（生活福祉部国民健康保険課）</p> <p>本市保険料率については、本年 1 月の堺市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、改正国民健康保険法及び大阪府国民健康保険運営方針に基づいて、大阪府が定める市町村標準保険料率（府内統一）とすることとしますが、平成 30 年度から 35 年度まで 6 年間の激変緩和期間中は、基金残高の状況を見据えながら段階的かつ慎重に繰入れを行うことなどにより、急激な負担増が生じることのないよう対応してまいります。</p> <p>なお、平成 30 年度からの国保広域化については、平成 27 年 5 月に成立した改正国民健康保険法に基づき、保険料負担の公平化や国保財政の安定化を図り制度の持続可能性を高めるなどの観点から、全都道府県において実施されるものです。都道府県が財政運営の責任主体として、国保運営の中心的な役割を担うことになっています。</p> <p>しかし、国民健康保険制度は依然として財政基盤が脆弱で不安定であり、本市としては、都道府県を財政運営の責任主体とするに留まらず、医療保険制度の一本化などの抜本的な改革を行うとともに、低・中間所得層の負担軽減を図るため、国庫負担の引き上げなどの財政措置を図るよう、国に対して要望を行っているところです。</p> <p>第 11 項（長寿社会部介護保険課）</p> <p>介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることとなります。</p> <p>また、介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めるとされています。</p> <p>現在策定中の第 7 期介護保険事業計画期間（平成 30～32 年度）における第 1 号被保険者の保険料につきましては、負担割合が 22%から 23%に引き上げられることや、介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費の増大などにより、上昇が見込まれております。</p> <p>本市としましては、第 6 期よりもさらに被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料段階設定を行うことを検討しています。</p> <p>また、保険料上昇に伴う低所得者の負担を軽減するため、非課税世帯で特に困窮されている方を対象とした本市独自の減免制度について、収入要件を引き上げる等の拡充を検討しているところです。</p> <p>今後とも安定的な介護保険制度の運営に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（生活福祉部医療年金課）</p> <p>平成25年8月の社会保障制度国民会議の審議結果を受け、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において、高齢者医療制度については、医療制度改革の実施状況を踏まえ、必要に応じ検討するとされています。</p> <p>本市といたしましては、後期高齢者医療制度について、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を確保していくことが重要であると考えます。今後とも、国に対して、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度を構築するよう、機会あるごとに要望してまいります。</p> <p>第13項（健康部健康医療推進課）</p> <p>本市では、がんを早期に発見し女性の健康保持を図るため、厚生労働省がさまざまな研究報告に基づく有効性評価や疾病構造の動向、検診の提供基盤の検証などを基に、がん検診事業の重要性や適切な実施方法について地方自治体に示した「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて子宮がん検診、乳がん検診を実施しております。</p> <p>この指針において、子宮がん検診及び乳がん検診は、2年に1回行うものと示されております。ただし、受診機会の確保としまして、対象年齢である偶数年齢時に受診できなかった方に対しましては、奇数年齢時に受診できる制度も設けておりますのでご理解をお願いいたします。</p> <p>がん検診の無料化については、医療機関やがん患者会などとの連携による啓発や、電話による検診受診勧奨など多様な手法の組み合わせによって、受診率向上を図るための一つ的手段と考えており、受診率向上によるがん死亡率の減少を推進するため、現在その導入に向けて検討を重ねているところでございます。</p> <p>また、若年層の方を含む市民の皆様へは、引き続き検診制度の周知強化と、検診受診の動機付けとなるような啓発をすすめてまいります。</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項 (子ども青少年育成部子ども育成課)</p> <p>本市におきましては、平成16年度から国の補助事業に基づき、特定不妊治療費助成事業を実施しております。</p> <p>国において、平成25年に不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討がなされ、2年間の経過措置を経て、平成28年度からは、初回治療開始時点での妻の年齢が40歳未満の場合は通算助成回数が6回、40歳以上の場合は3回までとなり、43歳以降で開始した治療に関しては助成対象外となるなど、制度が変更となりました。</p> <p>これらの制度変更については、医学的見地やこれまでの助成制度の利用状況などから、妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢及び特定不妊治療により出産に至る確率がより高い年齢に必要な治療が受けられ、より安全・安心な妊娠・出産に資するよう、不妊に悩む方々に対する公的支援として検討されたものであり、ご理解の程お願いいたします。</p> <p>また、国の緊急対策により、平成28年1月20日以降に終了した初回の治療に限り30万円まで助成額を拡充したことに加え、特定不妊治療に至る過程における精子を採取するための手術についても15万円まで拡充しております。</p> <p>第15項 (子ども青少年育成部子ども育成課)</p> <p>本市では、就学前児童とその保護者が気軽に集い、交流し、子育てに関する相談ができる場所として、みんなの子育てひろば、区役所子育てひろば、キッズサポートセンターさかいを設置しています。また、地域では、子育て家庭が集まる場所として、校区福祉委員会が主催している子育てサロンや自主活動グループとして子育て情報を交換したり、互いに子育ての相談をしたりする子育てサークルなどの活動があります。</p> <p>さらに、子育て相談については、乳幼児健康診査や子育て教室などを実施している各区の保健センターをはじめ、各区の子育て支援課の保育士や子育て支援コーディネーター、地域の身近な認定こども園等でも相談に応じています。また、青少年の健全な育成をめざし、青少年センター及び青少年の家において、青少年に学習・体育・レクリエーション活動や交流の場を提供しています。</p> <p>本市におきましては、児童館の有する機能を果たし得る多様な施策を展開しているところで、今後とも各事業の円滑な運営を図る中で、児童の健全育成に努めてまいりたいと考えております。</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第16項（環境都市推進部環境エネルギー課）</p> <p>本市では、安全・安心な市民生活や安定的な企業活動の確保、エネルギー効率の高いまちづくりに向けて、再生可能エネルギーを中心とする地域エネルギー自給率の向上をめざした「堺市地域エネルギー施策方針」を平成25年11月に策定し、基礎自治体として実施可能で、地球温暖化対策に資する、供給側のみならず需要側の視点に立った省エネ、創エネ、蓄エネの取組を推進しているところです。</p> <p>なお、推進の状況について、「堺の環境」に掲載するとともに、市ホームページ等で公開しています。</p> <p>第17項（環境都市推進部環境エネルギー課）</p> <p>本市では、上述の「堺市地域エネルギー施策方針」や「堺市地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネ・省CO2対策に取り組んでおり、家庭に対しては節電を促すエネルギー管理システム等の導入支援を、設備更新が求められる事業所に対しては省エネ設備の導入支援を行っています。</p> <p>引き続き、住宅や事業所への節電を含む省エネ・省CO2対策に取り組んでまいります。</p>			



番 号	陳情第8号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第18項（経営企画室）</p> <p>本市の水道料金につきましては、直近では、平成21年8月と平成22年10月の二度にわたり水道料金の引下げを実施しております。今後、施設の老朽化対策や耐震化など、市民生活の安全・安心を守る施策を着実に推進していくためには、一定の事業費が必要となります。また、節水意識の高まりや人口減少により、水道料金収入は今後も緩やかに減少する見込みです。</p> <p>こうした厳しい状況にありますが、引き続き経営改革に取り組むとともに、平成30年4月より大阪広域水道企業団から堺市への受水費が引き下げられることから、本市では、こうした負担減少分を「水道料金の再値下げ」につなげられるよう、検討してまいります。</p> <p>下水道使用料については、中期計画（堺市下水道ビジョン）に基づき安全安心なライフラインの確保を着実に進めるとともに、下水道事業における経営改革の取組によって、中期計画期間内（平成32年度まで）での経営の健全性が確保できる目途が立ったため、平成29年10月検針分から下水道使用料の基本使用料を50円引き下げました。</p> <p>今後とも、より安価に水道及び下水道をご利用していただけるように、更なる経営の効率化を図り、より一層の経費削減に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第19項（学校管理部保健給食課）</p> <p>本市の中学校では、家庭弁当・学校給食双方の利点を生かすため、民間調理場を活用したデリバリー方式による選択制での学校給食を実施しております。</p> <p>実施に当たっては、これまでの小学校給食と同様に、何よりも安全・安心な学校給食を提供することを第一に、衛生管理及び安全管理に努めております。</p> <p>第20項（学校教育部学校指導課）</p> <p>卒業式、入学式等における国旗の掲揚及び国歌の斉唱につきましては、学習指導要領に則って適切に実施するように指導しております。</p> <p>第21項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課）</p> <p>本市では、平成29年度からの権限移譲に伴い、小学校3年生から6年生までの38人を超える学年に対して教員の加配措置を行い、学校が児童の状況に応じて少人数学級か習熟度別指導かを選択できる「堺型少人数教育」を実施しております。</p> <p>本市といたしましては、「堺型少人数教育」の効果検証を行うとともに、学校教育の一層の充実を図るため、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について、国に対し引き続き要望してまいります。</p> <p>また、より効果的な加配定数の活用等に取り組んでまいります。</p> <p>第22項（総務部学務課）</p> <p>本市では、平成30年4月に公立小中学校へ入学予定の保護者に対して、今年度から就学援助入学用品費の早期支給の実施に向け取り組んでいるところです。</p> <p>なお、就学援助につきましては、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止され、市町村が独自に運営することになっております。これまでも、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実を要望しており、市民相互扶助の観点を踏まえるとともに、厳しい財政状況の中で施策の継続を図るため、現在の認定基準で実施しております。</p> <p>今後も引き続き、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実について要望してまいります。</p> <p>第23項（中央図書館総務課）</p> <p>図書館分館の開館時間については、堺市立図書館協議会の「今後の中央図書館のあり方について」答申（平成29年3月）を踏まえ、各区の図書館と5分館の利便性の向上や費用対効果も含めて検討してまいりたいと考えております。</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第24項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本市の放課後児童対策事業（のびのびルーム）は、国が示す放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、条例を制定し、運営を行っております。当該事業の運営管理業務におきましては、条例及び国の「放課後児童クラブ運営指針」の基本的な事項を踏まえることを明記した業務仕様書により、その趣旨に則って実施しているところです。</p> <p>プロポーザル方式による運営事業者の選定では、市の条例等の規定や契約における業務仕様書による遵守事項により、これまでの「のびのびルーム」事業の質が確保できるだけでなく、より良い企画提案による運営事業者を選定することで、児童にとってより良い運営ができるものと考えております。</p> <p>第25項（学校教育部学校指導課）</p> <p>チャレンジテストについては、公立高等学校入試における評定の公平性を確保するため、大阪府統一のルールで実施されており、本市も参加しております。</p> <p>また、本市では、各教科におけるチャレンジテストの結果の分析、検証等を基に、授業改善等に向けた学力向上の取組を実施しております。</p>			



番 号	陳情第9号	所管局	市長公室
件 名	近畿大学医学部附属病院について		
<p>第1項（ニュータウン地域再生室）（健康福祉局健康部健康医療推進課）</p> <p>平成26年7月に大阪府、近畿大学、堺市の3者により締結した「泉ヶ丘駅前地域における近畿大学医学部等の設置に関する基本協定書」では、事業推進の目的として泉北ニュータウンの再生と南大阪地域の医療機能向上を掲げており、現時点においてもその有効性は何ら変わるものではなく、引き続き3者で協力し、本協定書で位置付けられた目的の実現に向け取組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	健康福祉局
件 名	近畿大学医学部附属病院について		
<p>第2項（健康部健康医療推進課）</p> <p>近畿大学医学部附属病院の移転後の跡地（大阪狭山市）利用につきましては、大阪府、大阪狭山市、近畿大学が既に協議を始めていると聞いております。本市としましては、この協議を注視するとともに、丁寧に議論、調整をいただくよう大阪府と近畿大学に対して伝えてまいります。</p> <p>第3項（健康部健康医療推進課）</p> <p>現在開設地から移転することの不可避性については、今後、大阪府と厚生労働省が協議を行い、要件を満たすかどうかの判断を行います。大阪府には、協議の結果を速やかに情報提供するように伝えてまいります。</p> <p>また、近畿大学からは、南河内医療圏内において候補地を探していたが、適当な場所が無かったと聞いております。</p>			

番 号	陳情第10号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策の充実について		
<p>第1項（障害福祉部障害者支援課）</p> <p>本市では、障害者の高齢化や重度化、障害のある方を介護している家族の高齢化などのなか、障害のある方の暮らしの場として、住み慣れた地域で生活していただけるよう、グループホームを中心に整備を進めています。</p> <p>グループホームの整備を促進するため、民間事業所が新たなグループホームを整備するに当たり、国庫補助金に上乗せをして整備費の加算を実施するとともに、法人が既存物件を活用してグループホームを開設する際の改修工事にかかる費用を補助しております。</p> <p>また、整備費とは別に新規開設する際の初度設備の補助、賃貸物件で新規開設する場合の初期費用の敷金・礼金に対して補助する支援策を講じているところです。</p> <p>第2項（1）（2）（障害福祉部障害者支援課）</p> <p>日中をグループホームの外で過ごすことが困難な利用者などに対して必要な支援を行えるよう「日中支援加算」の制度があることから、本市では上乗せの補助を考えていないところですが、引き続き、利用者に対して必要かつ十分な介護が行えるよう、国に要望してまいります。</p> <p>また、「堺市重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助」については、地域における重度障害者の暮らしの場を確保するため、引き続き、対象者や補助内容の見直しを進めてまいります。</p> <p>第3項（1）（2）（3）（4）（障害福祉部障害者支援課）</p> <p>本市では、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるために、地域での安心感を担保し、障害者等の生活を地域全体で支える体制を構築するため、「相談」「体験の機会・場」「緊急時の受け入れ・対応」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能を有機的に結び付けた地域生活支援拠点の整備を行ったところです。</p> <p>早期に暮らしの場が確保できるようグループホームの量的拡大と、重度障害者の方も安心して利用できるようグループホームの機能強化を進めているところです。</p> <p>「体験の機会・場」としては、グループホームの体験利用の制度や空き部屋などを利用した宿泊体験を行う自立生活訓練事業やウィークリーマンション等に入居し、単身生活の体験を行う障害者住宅入居者等支援事業をご活用していただければと思います。</p> <p>また、グループホームの支援を充実させるため、適切な報酬単価とするよう引き続き国へ要望してまいります。</p> <p>本年度より開始した緊急時対応事業については、国の動向も踏まえながらよりよいものとなるよう研究してまいります。</p>			





番 号	陳情第 1 1 号	所管局	健康福祉局
件 名	介護保険制度について		
<p>第 1 項（長寿社会部介護保険課）</p> <p>介護保険料は、高齢化の進展による給付費の増加に伴い大幅な改定を余儀なくされており、団塊の世代がすべて 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年に向けて、さらに大幅な上昇が見込まれています。</p> <p>本市におきましては、介護保険制度の安定的な運営を図るため、公費投入による低所得者の保険料軽減策に加え、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第 1 号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じるよう国に対して引き続き要望してまいります。</p> <p>第 2 項（長寿社会部介護保険課）</p> <p>本市におきましては、平成 27 年 4 月から消費税増収分を財源とした公費投入により、保険料段階が第 1 段階の方を対象に、保険料基準額に対する割合を 0.05 引き下げ、0.45 としています。</p> <p>また、現在策定中の第 7 期介護保険事業計画（平成 30～32 年度）における第 1 号被保険者の保険料につきましては、これまで以上に被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料段階設定を行うことを検討しております。さらに、低所得者の保険料負担を軽減するため、非課税世帯で特に困窮されている方を対象とした本市独自の減免制度について、収入要件を引き上げる等の拡充を検討しているところです。</p> <p>介護保険の利用料につきましては、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けております。その自己負担上限額については、市民税の非課税世帯などの所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されているところです。</p> <p>また、特に生計の維持が困難な低所得者に対しましては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対しましては、本市も応分の負担を行っております。</p> <p>第 3 項（長寿社会部地域包括ケア推進課）</p> <p>堺市では、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）においても、従来と同様の基準の訪問型サービス及び通所型サービスを実施しています。</p> <p>第 4 項（長寿社会部地域包括ケア推進課・介護保険課）</p> <p>本市におきましては、要介護・要支援の認定申請をする方については、新規申請、更新申請ともに、従来同様受け付けており、認定申請の抑制はしていません。</p>			

番 号	陳情第11号	所管局	健康福祉局
件 名	介護保険制度について		
<p>第5項（長寿社会部地域包括ケア推進課・介護保険課）</p> <p>介護職員の賃金を始めとする処遇の改善を行うことは、喫緊の課題であり、国において、平成29年度介護報酬改定により、月額平均1万円相当の処遇改善加算の充実が図られています。</p> <p>本市においても、介護人材の確保は重要であることから、さかい介護人材確保育成支援事業として、介護事業者が自律的に職場環境改善に取り組めるよう、職場環境を自己点検する取り組みや研修会等を実施しています。</p> <p>また、介護職員の離職防止など定着に結びつくよう対策を講じることを国に対し要望しているところです。</p> <p>第6項（長寿社会部地域包括ケア推進課）</p> <p>堺市では、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）においても、従来と同様の基準の訪問型サービス及び通所型サービスを実施しております。これに加え、新たに多様な主体によるサービスの提供を開始しており、その従事者に対しては堺市独自の研修を実施することにより、質の確保を図っています。</p>			

番 号	陳情第12号	所管局	健康福祉局
件 名	日中一時支援事業について		
<p>第1項、第2項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</p> <p>今般の事故につきまして、本市では現在、ご遺族からお聞かせいただいたお話も含め、再発防止を進めるため、資格者の配置や要綱の見直しの検討、救命救急講習の実施などに取り組んでいるところです。</p> <p>また、一般的には、障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合には、基準省令及び解釈通知等により、事業者がその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じることとなっています。事故の検証については、事業者が利用者の安心や安全を確保し、契約に基づくサービスを適切に提供していくためにも、事業者自らが行う必要があるものと考えております。</p> <p>そうしたことから、市としては今般の事故に係る事故検証組織の設置については考えていないところです。</p> <p>第3項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</p> <p>これまで、必要に応じて現地確認や調査を行い、事故情報を収集しておりますが、重大事故等に係る消費者庁への通知については、関係所管と連携し、速やかに実施する体制を整えました。なお、消費者庁への通知の際の事故当事者のご意見の添付についてはご要望に沿って検討してまいります。</p> <p>第4項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</p> <p>本市としては、必要に応じて現地確認や調査、実地指導を行っており、当該事業者に対しても、利用者の立場に立って、責任をもって解決にあたるよう指導をしているところです。</p> <p>また、本市では、障害福祉サービスの支給決定機関である各区役所での相談をはじめ、市民相談や弁護士による無料法律相談の窓口を設けており、事故の当事者の方々の様々な問題解決に向けた支援体制を整備しております。</p>			

番 号	陳情第12号	所管局	健康福祉局
件 名	日中一時支援事業について		
<p>第5項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</p> <p>重大事故については、消費者庁に通知を行うとともに、厚生労働省へも報告することとなっております。消費者庁においては、全国の事例を収集し、ホームページで公表されています。</p> <p>また、今般の事故を踏まえ、障害者日中一時支援事業については、本事業を法定化することや、特に就学前の児童の安全確保のため、配置する職員について保育士や看護職員等の資格要件を規定すること、それに伴う必要な財源措置を講じることなどを国に要望していくために、現在、政令指定都市と東京都の障害福祉所管で構成する「21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議」（毎年度5月開催）の議案として、堺市から提案する準備を進めているところであります。</p> <p>保険につきましては、障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合には、国の基準により、事業者が必要な措置を講じなければならないことと規定されています。このため、本市では、事業者指定時に損害賠償保険の加入等を確認しております。</p> <p>なお、厚生労働省においては、チャイルド・デス・レビューの導入を検討しているところであります。市としてもその動向を注視してまいります。</p>			

番 号	陳情第13号	所管局	健康福祉局
件 名	国民健康保険制度について		
<p>第1項（生活福祉部国民健康保険課）</p> <p>大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る大阪府からの意見聴取に対して、本市は、平成29年11月、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料の導入の延期も含めて然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。</p> <p>その後、大阪府では、大阪府国民健康保険運営協議会の審議結果、府内各市町村への意見聴取、パブリックコメントの結果等を踏まえて昨年12月1日付けで策定された大阪府国民健康保険運営方針において、府内統一保険料を導入することが決定されました。</p> <p>ただし、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申においても「大阪府に対しては、市町村標準保険料率のより一層の低減に向けた方策や財政措置等を講ずることを引き続き求めること」との意見が付されておりますので、これらの趣旨を踏まえ、引き続き大阪府に対し意見を述べるなど、国民健康保険の安定的で持続可能な制度運用に取り組んでまいります。</p> <p>第2項（生活福祉部国民健康保険課）</p> <p>一般会計からの法定外繰入れについては、国民健康保険に加入していない市民に対して、法律に基づかない負担を強いることになるため、保険制度としての持続可能性、住民の税負担の公平性の観点から、基本的には不適切なものと考えられています。そのため、決算補填や保険料引き下げの目的で法定外繰入れを実施してきた市町村に対しては、国から計画的、段階的な解消が求められているところです。</p> <p>なお、保険料及び一部負担金の減免については、本市では平成30年度から府内統一基準に合わせて実施する予定です。</p> <p>第3項（生活福祉部国民健康保険課）</p> <p>本市保険料率については、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、改正国民健康保険法及び大阪府国民健康保険運営方針に基づいて、大阪府が定める市町村標準保険料率（府内統一）とすることとしますが、平成30年度から35年度まで6年間の激変緩和期間中は、基金残高の状況を見据えながら段階的かつ慎重に繰入れを行うことなどにより、急激な負担増が生じることのないよう対応してまいります。</p>			



番 号	陳情第14号	所管局	文化観光局
件 名	住宅宿泊事業について		
<p>(観光部観光推進課)</p> <p>住宅宿泊事業法第18条に基づく住宅宿泊事業の実施の制限は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において条例で区域と期間を定めて制限できる旨規定されています。</p> <p>本市では、これまでの民泊に関する通報件数は、無許可営業に関するものが約20件となっており、民泊に起因するゴミ、騒音等による生活環境の悪化は顕在化していない状況にあります。</p> <p>しかしながら、本市は、百舌鳥・古市古墳群の平成31年の世界文化遺産登録を控えるとともに、海外からの玄関口である関西国際空港や、外国人観光客に人気の観光地である大阪等へのアクセスが良好な立地にあり、住宅宿泊事業法の施行後、生活環境の悪化が顕在化する蓋然性が高い地域特性を有しているため、市民の安全・安心の確保の観点からは、一定の範囲で実施を制限する必要があります。</p> <p>本条例において定める実施を制限する区域と期間については、住居専用地域は、良好な住居の環境を保護する必要性が高い地域であり、また、一般的に勤務や学業、地域生活等の日常生活が営まれる平日については日中・夜間に関わらず静謐な住環境が求められると考えており、法に規定された合理的に必要と認められる限度の適切な範囲であると考えております。</p>			





番 号	陳情第15号	所管局	建築都市局
件 名	駅利用者の安全対策について		
<p>第1項(1)(交通部公共交通課)</p> <p>本市はこれまで西日本旅客鉄道株式会社に対し、時間帯駅員無配置化の解消について申し入れてまいりました。</p> <p>これに対し、同社からは「各駅の体制につきましては、お客様のご利用状況等を勘案し、現在の体制にさせていただいており、現在のところ、駅係員の不在時間を変更する計画はございません」との回答を受けております。</p> <p>本市としましては、引き続き、公共交通における安全性・利便性の向上は重要であるとの観点を踏まえ要望してまいります。</p> <p>第1項(2)(交通部公共交通課)</p> <p>可動式ホーム柵はホームでの接触・転落事故防止に最も有効と考えられることから、本市は西日本旅客鉄道株式会社に対し、早期の設置を要望してきました。</p> <p>これに対し、同社からは「乗降10万人以上の駅と、ホームからの転落事象や列車との接触事象が多い駅を優先して整備します」との回答を受けております。</p> <p>本市としましては、引き続き、誰もが安全に安心して駅を利用できるよう働きかけてまいります。</p>			



番 号	陳情第16号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>(交通部公共交通課)</p> <p>ご要望につきまして南海バスに再度お伝えしたところ、「桃山台循環バスにつきましては、利用者の減少に伴い、採算性を確保することが難しくなってきたため、平成8年3月31日をもって運行休止とし、また引き続き桃山台地区を運行するバス路線においても、利用率が低い状況が続いている状態でございます。これらの状況を考慮した上で、桃山台循環バス及び桃山台から泉ヶ丘駅までの運行については、収益性の確保が難しいと判断し、現段階では実施する予定はございません。しかしながら、今後も引き続きお客さまの利用実態を注視し、お客さまへの利便性及びサービスの向上に努めてまいります。」との回答がございました。</p> <p>市といたしましては、ニュータウン再生の取組などとも連動しながら、ご要望の内容につきまして、引き続き南海バスに働きかけてまいります。</p>			



番 号	陳情第17号	所管局	教育委員会事務局
件 名	教育環境の整備について		
<p>第1項（学校管理部保健給食課）</p> <p>綿製のキャンプ用のテントは、耐久性や防水性の観点から常設には適しておらず、また、室内高や広さからその室内空間は教育環境に適していないと考えております。そのため、体育館や余裕教室等に入室できるよう整備方法について、引き続き検討してまいります。</p> <p>また、移動可能なパイプテントの設置等、校舎内に入れられない場合の居場所の確保にも努めてまいりたいと考えております。</p> <p>第2項（学校教育部支援教育課）</p> <p>支援学級は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条の定めるところにより、8人で学級が編成されることになっております。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害の種別学級があります。支援学級在籍児童生徒が、他の児童生徒とともに学び、社会性や協調性を養い、自立をめざすため、通常の学級や他の障害種別の支援学級在籍児童生徒とともに学ぶ「交流及び共同学習」を推進しております。</p> <p>支援学級の設置については、在籍する児童生徒の障害の状況、各学校の実情や実態を把握した上で、より教育効果の高い、適切な設置に努めてまいりたいと考えております。また、支援学級においては、支援学級の状況や子どもの障害の状況を鑑み、特別支援教育支援員（介助員）の配置もしております。</p> <p>第3項（学校教育部支援教育課）</p> <p>化学物質過敏症の児童生徒の対応については、教育資源を最大限活用し、児童生徒の実態に合った段階的な工夫を行っております。</p> <p>これまで、教材教具の代替、換気扇及び空気清浄機の設置、換気の実施、避難教室の設定、緊急対応の計画等の個別の対応を行ってきたところです。また、学校生活の一部及び全部に支障があり、登校が困難な場合は、学校施設内（保健室、特別教室、余裕教室、体育館、校庭等）での学習、指定校の変更、訪問教育、他施設（院内学級、適応指導教室等）での学習等の提案もしているところです。</p> <p>今後とも引き続き、保護者の理解と協力の下、学校及び教育委員会が可能な限りの対応を行いたいと考えております。</p> <p>第4項（学校管理部保健給食課）</p> <p>移動式のユニット教室を学校敷地内に設置するためには、設計や建築期間を含めると一定の期間を要します。また、設置場所についても、他の児童の活動場所や今後の施設整備の計画にも影響があることから、ユニット教室の設置は困難であると考えております。教育委員会としては、既存の校舎及び教室を利用いただけるよう、換気設備の整備、その他内装部材の改修等による対応を行いたいと考えております。</p>			

番 号	陳情第17号	所管局	教育委員会事務局
件 名	教育環境の整備について		
<p>第5項、第6項、第7項（学校管理部保健給食課）</p> <p>シックスクール対策については、文部科学省の「健康的な学習環境を維持するために」、大阪府シックハウス対策庁内連絡会議の「子どもにも配慮したシックハウス対策マニュアル」等を参考に関係機関と連携し、今後とも取り組んでまいります。</p> <p>また、必要に応じて専門家等の助言もいただきながら対応していますが、今後勉強会の開催について検討してまいります。</p> <p>第8項（学校教育支援教育課・学校管理部保健給食課）</p> <p>化学物質過敏症に対する保護者への啓発と協力依頼については、学校において可能な範囲で実施しているところです。化学物質過敏症の児童生徒が在籍する学級においては、他の児童生徒、保護者の理解の下、教室環境の整備、教室間の移動経路の変更、教育課程の一部変更、教材教具の変更等を実施しております。</p> <p>第9項（学校管理部保健給食課）</p> <p>今回、該当校においてホルムアルデヒド・VOC 5種の計6種の検査を行いました。全て基準値以内でした。</p> <p>また、今後学校内において、複数の児童生徒等及び職員に「シックハウス症候群」と考えられる健康障害が発生した場合、原因となる物質等の発生源を可能な限り早期に解明することが必要であることから、発生しない場所との比較により、VOCの測定等を行ってまいります。</p> <p>第10項（学校管理部保健給食課）</p> <p>指定校変更については、化学物質過敏症による指定校変更の枠組みを検討し、保護者と共に見学等を実施してきたところです。転居や指定校変更により学校を転校される場合、転校先の学校の事情も考慮しつつ、文部科学省や大阪府等の対応マニュアル、その他関連資料を参考に可能な限り対応してまいりたいと考えております。</p>			

番 号	陳情第17号	所管局	教育委員会事務局
件 名	教育環境の整備について		
<p>第11項（学校教育部支援教育課）</p> <p>学校における合理的配慮とは、「障害のある児童生徒が他の児童生徒と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要なもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されております。（文部科学省「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」）</p> <p>化学物質過敏症の児童生徒の対応に当たっては、従来からの教育資源を最大限工夫、活用し、児童生徒の実態に合った段階的な対応を行っております。</p> <p>これまで、教材教具の代替、換気扇及び空気清浄機の設置、換気の実施、避難教室の設定、緊急対応の計画等の個別の対応を行ってきたところです。また、学校生活の一部及び全部に支障があり、登校が困難な場合は、学校施設内（保健室、特別教室、余裕教室、体育館、校庭等）での学習、指定校の変更、訪問教育、他施設（院内学級、適応指導教室等）での学習等の提案もしているところです。</p> <p>今後も引き続き、保護者の理解と協力の下、学校及び教育委員会が可能な限りの対応を行いたいと考えております。</p> <p>第12項、第13項（学校教育部支援教育課・学校管理部保健給食課）</p> <p>教育委員会といたしましては、今後も引き続き、学校及び教育委員会が連携し可能な限りの対応に努めてまいります。</p>			





番 号	陳情第18号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）  指導員の配置は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位ごとに2人の指導員を配置し、このうち1人は保育士等の資格を有する放課後児童支援員としております。  また、支援単位に応じて指導員を配置するとともに安全安心な活動が確保できるよう対応してまいります。</p> <p>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）  金岡小学校校舎改築工事に係るのびのびルームの移転は、改築工事の進捗状況に応じて、その影響が最小限となるよう進めてまいります。</p> <p>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）  のびのびルームにおける利用児童の受入れは、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき行っており、専用教室の他、学校の協力の下、放課後に活動できる共用教室等を確保し、より多くの児童が利用できるよう努めてまいります。</p>			



番 号	陳情第19号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項、第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>百舌鳥小学校のびのびルームの活動場所は、専用教室2室の他、放課後に活動できる共用教室2室を確保しております。平成29年4月1日から平成30年1月31日までの百舌鳥小学校のびのびルームにおける当該共用教室の使用状況は、生活科ルームでは平日14時から16時までの間で平均週2～3日、会議室では平日14時から15時までの間で平均週1日です。</p> <p>なお、共用教室に係る運用につきましては、業務仕様書及び企画提案のとおり履行するよう運営事業者に指導及び助言を行っております。</p> <p>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>百舌鳥小学校のびのびルームの共用教室である生活科ルームに関して、3年生の授業中に使用できないといった制限はありません。</p> <p>第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>百舌鳥小学校のびのびルームにおける配慮を要する児童への対応のため追加配置している指導員の配置状況は、平成29年4月1日から平成30年1月31日までの開設日数245日のうち、配慮を要する児童への対応のため追加配置している指導員が出席児童数に対して充足していない日が133日あり、また、最大で5人不足している日がありました。</p> <p>指導員の配置につきましては、業務仕様書のとおり履行するよう運営事業者に指導を行っております。</p> <p>第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本市では、「第2期 未来をつくる堺教育プラン」において就労支援事業である「のびのびルーム」を基本とした制度の統一化を図ることとしております。</p> <p>のびのびルームにつきましては、専用教室の他、学校の協力の下、放課後に活動できる共用教室等を確保し、より多くの児童が利用できるように努めてまいります。</p> <p>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後ルームの定員は、堺市放課後ルーム事業実施要綱第9条第1項に基づき設定しております。</p> <p>定員の設定方法としては、活動場所である図書室等の状況と、前年度の利用実績を考慮した定員となるよう見直しを行い、平成30年度から実施する予定です。</p>			

番 号	陳情第19号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>百舌鳥小学校のびのびルーム及び放課後ルームの活動場所の確保につきましては、利用申込者数が増加傾向であることから、校舎増改築工事が完了するまでの間、利用申込者の受入れに際し、開設時間帯に専ら使用できる教室の整備のほか、隣接利用制度の活用等、待機児童を出さないための様々な対応が必要であると考えております。</p> <p>今後も、児童の安全安心を最優先にして、より多くの児童に利用していただけるよう努めてまいります。</p> <p>第8項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>平成30年度百舌鳥小学校のびのびルームの定員は210人、放課後ルームの定員は79人となっております。また、当初申込者数は、のびのびルームで194人、放課後ルームで75人の申込者数となっており、利用承認者数はのびのびルームで192人、放課後ルームで73人となっております。</p> <p>なお、施設設備等につきましては、学校の協力の下、可能な範囲内でその充実を図ってまいります。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項、第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本市の放課後児童対策事業（のびのびルーム）は、国が示す放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、条例を制定し、運営を行っております。当該事業の運営管理業務におきましては、条例及び国の「放課後児童クラブ運営指針」の基本的な事項を踏まえることを明記した業務仕様書により、その趣旨に則って実施しているところです。</p> <p>プロポーザル方式による運営事業者の選定では、市の条例等の規定や契約における業務仕様書による遵守事項により、これまでの「のびのびルーム」事業の質が確保できるだけでなく、より良い企画提案による運営事業者を選定することで、児童にとってより良い運営ができるものと考えております。</p> <p>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本事業の指導員は、受託事業者が雇用する職員であり、雇用条件等は当該受託事業者が就業規則等により定めております。</p> <p>指導員の研修は、平成27年度から「放課後児童支援員認定資格研修」を大阪府が行っており、本市といたしましても計画的な受講を進めているところです。</p> <p>また、指導員の資質向上のため、受託事業者においても業務仕様書及び企画提案に基づいた研修の実施を確認しております。</p> <p>第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>のびのびルームにおける利用児童の受入れは、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき行っており、専用教室の他、学校の協力の下、放課後に活動できる共用教室等を確保し、より多くの児童が利用できるように努めてまいります。</p> <p>指導員の配置は、条例に基づき、支援の単位ごとに指導員2人を配置することとしており、このうち1人は保育士などの資格を有する放課後児童支援員としております。</p> <p>第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>のびのびルームにおける施設及び設備の整備につきましては、学校の協力の下、可能な範囲内でその充実を図ってまいります。</p> <p>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>運営経費につきましては、保護者の皆様からの負担金と、市の予算並びに国及び大阪府からの補助金で構成しており、受益者負担の観点から、負担額を設定し、保護者の皆様にも、当該事業運営に係る費用の一部を御負担いただいております。</p> <p>なお、世帯の状況により、一部負担金の減額・免除の制度がございます。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>おやつの役割は、国の「放課後児童クラブ運営指針」において「発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。おやつの提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。」と記されており、業務仕様書に反映させております。</p> <p>なお、間食につきましては、衛生面と安全管理の観点から、完成品にて実施しているところです。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）  今後、保護者が安心して子どもを預けて働ける「子育てのまち堺」の実現をめざし、事業の充実に努めてまいります。</p> <p>第2項、第3項、第4項、第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）  のびのびルームの運営に当たっては、専用教室に加えて、本事業の開設時間帯に専ら使用できる教室を確保することにより、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく児童1人当たりの面積基準を遵守しております。  児童数につきましては、国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出しております。  また、活動場所の確保に向けては、専用教室の他、共用教室の活用など、既存の学校施設の有効活用を基本としております。  なお、指導員の配置は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位ごとに2人の指導員を配置し、このうち1人は保育士等の資格を有する放課後児童支援員としております。</p> <p>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）  平成29年8月に運営事業者が変更になったルームの利用保護者・児童を対象としたアンケート調査を実施いたしました。アンケートの結果は、ホームページ等で公表しております。  今後、アンケート調査の実施方法等について引き続き検討してまいります。</p> <p>第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課）  運営事業者が変更になったルームの運営状況を把握するため、平成29年8月に実施したアンケートの結果では、利用保護者によるルームの利用に関する評価は、各ルームとも「満足」及び「おおむね満足」の回答があわせておおむね8割以上となっており、事業運営については円滑に運営できていると判断しております。</p> <p>第8項（地域教育支援部放課後子ども支援課）  本事業の指導員は、運営事業者が雇用する職員であり、雇用条件等は運営事業者が就業規則等により定めております。  また、指導員の処遇改善につきましては、課題であると認識しております。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第9項、第10項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本事業は、事業運営を運営事業者に委託しておりますが、委託費用について、人件費や物件費等、事業運営に必要な経費を適正に積算しており、その費用の範囲において委託料を決定した上で、契約を行っております。</p> <p>その際には、運営事業者からは、支出目的や支出項目を示した見積書が提出されており、事業者選定において、本事業の運営費であることを確認しております。</p> <p>また、委託契約を締結した運営事業者は、業務仕様書及び企画提案内容に基づき運営を行います。</p> <p>本事業は、総価契約による完了払いであり、精算行為を伴わないため、本市に対する収支報告の提出は必須ではありませんが、適正に運営していない事実があれば、発注者として運営事業者を指導し、改善してまいります。</p> <p>また、履行確認は、運営事業者から毎月提出される業務完了届及び業務報告により行うとともに、放課後子ども支援課職員による巡回により、日常において現地での履行確認も合わせて行っております。</p> <p>第11項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>児童の受入れにつきましては、専用教室の他、共用教室等を確保するとともに、小学校に隣接、かつ定員に余裕があるルームを利用させていただき隣接制度や民間の事業実施者の活用など様々な方策を視野に入れた検討も必要であると考えております。</p> <p>第12項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策事業（のびのびルーム）の運営は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定められた基準に基づき実施しております。また、当該事業につきましては、事業の運営を当該条例に基づいた業務仕様書により委託し、市の事業として実施しております。</p>			



平成30年 第1回市議会(定例会)陳情回答綴

---

平成30年 3月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

---

堺市行政資料番号  
1-B2-17-0028

